

Title	通産省の産業調整援助政策：石炭鉱業の経験
Sub Title	Industrial adjustment policy by MITI : the experience of the Japanese coal mining industry
Author	渡邊, 純子(Watanabe, Junko)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2016
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.109, No.2 (2016. 7) ,p.319(161)- 348(190)
JaLC DOI	10.14991/001.20160701-0161
Abstract	<p>本稿は、日本の高度成長期前後の時期に石炭鉱業を対象として実施された産業調整政策について、通産省の政策目的に焦点を当てて分析している。同政策には、産業政策的な側面と労働政策・社会政策・地域政策的側面とが混在し、「階級間の宥和」と「資本蓄積の維持」という二律背反的な政策課題が内包されている。資本対労働の対抗軸の中で、通産省は調整役としての役割を果たし、落とし所を探りながら政策形成を図っていた。ただし、こうした政策は、当時、失業や産炭地の疲弊など悲惨な状況に置かれていた石炭鉱業に特有であった面があり、他産業への波及や普遍化という点では限界もあった。</p> <p>This paper analyzes the industrial adjustment policies adopted by MITI (Ministry of International Trade and Industry) toward the Japanese coal mining industry during the high growth era (1950s–60s), focusing on the policy objectives of the policymakers. MITI aimed to mitigate the difficulties the Japanese coal mining industry faced, such as the reduction of demand, unemployment, the impoverished coal field areas during the period. MITI played a coordinating role between the capitalist and labor classes and tried to find a point of compromise between them, by incorporating into the policies labor, social and regional elements.</p>
Notes	特集：韓国経済発展の歴史的条件：1960年代日本との比較を中心に 挿表
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20160701-0161

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

通産省の産業調整援助政策

——石炭鉱業の経験——

渡邊純子*

Industrial Adjustment Policy by MITI

The Experience of the Japanese Coal Mining Industry

Junko Watanabe

Abstract: This paper analyzes the industrial adjustment policies adopted by MITI (Ministry of International Trade and Industry) toward the Japanese coal mining industry during the high growth era (1950s–60s), focusing on the policy objectives of the policymakers. MITI aimed to mitigate the difficulties the Japanese coal mining industry faced, such as the reduction of demand, unemployment, the impoverished coal field areas during the period. MITI played a coordinating role between the capitalist and labor classes and tried to find a point of compromise between them, by incorporating into the policies labor, social and regional elements.

Key words: industrial adjustment, industrial adjustment policy, coal mining industry, coal-producing regions, MITI

JEL classifications: N65, N85

はじめに

本稿は、日本の高度成長期前後の産業政策——この中でも衰退産業に対する産業調整（援助）政策と言われる諸政策——について、石炭鉱業を事例に、政策の特徴とその歴史的位罫について検討

* 京都大学大学院経済学研究科
Graduate School of Economics and Faculty of Economics, Kyoto University

するものである⁽¹⁾。

産業調整とは、今日確立されている定義によれば、一般に、国際競争力の減退、国内外の需要の縮小等によって衰退した産業から、成長性のある産業へと経済的諸資源（資本・労働）を移動させることを意味しており、産業調整（援助）政策とは、民間部門におけるそうした調整の試みを何らかのかたちで政策的に支援するものを指している。

日本の石炭鉱業は、第二次大戦後のエネルギー革命（石油への転換）や輸入炭との価格競争により、1950年代半ば頃から衰退し始め、最終的には2000年代初頭に至るまでの長期間にわたり産業調整（援助）政策の対象となった産業である。この数十年の歴史の中でも高度成長期は、問題が最も深刻化・先鋭化し、以後の政策的枠組みを方向づける画期となった時期であった。日本の高度成長期は、諸産業の成長局面だけではなく、こうした衰退局面が社会的に問題になったことに注目したい。1960年代には、日韓双方において政治・経済・社会の激動とも言える大きな地殻変動があったが、日本の石炭鉱業への対応策をめぐる企業側と労働側、政治家や官僚による政策動向は、この時期の国家体制のあり方の一端を表すと考えられる。

このように、本稿は、政治経済学的な視点から政策分析を試みるものである。これと関連して、現代資本主義における種々の政策体系の本質をどのように理解するかという際、本稿は三和（1982）が析出した2つの「政策課題」、すなわち「階級間の宥和」と「資本蓄積の維持」という視点が今なお慧眼であり有用であると考えている。ただし、主に戦前を対象とした同氏の経済政策史論を戦後に適用するには若干の見直しも必要である。また、戦前には産業調整（援助）政策は存在していなかった⁽²⁾ので、この位置づけについては、独自に考えてみる必要がある。

戦後、主に通産省を所管官庁として実施されてきた産業調整（援助）政策には、産業政策的な側面とそれ以外の側面（労働政策・社会政策・地域政策的）とがあり、私見では、産業調整（援助）政策それ自身の体系の中に「階級間の宥和」と「資本蓄積の維持」という二律背反的な政策課題が内包されていた。石炭鉱業に即して言えば、後者は合理化や他産業への転換を促す政策等（あるいは、より広義には、日本の産業競争力全般に影響を及ぼすようなエネルギー政策を含む）であり、前者は離職者対策や産炭地域対策等である。したがって、どのような歴史的経緯のもとに、こうした政策体系あ

(1) 本稿は、2015年8月に開催された東アジア経済史コンファレンス「韓国経済発展の歴史的条件——1960年代日本産業との比較を中心に」での報告を元にしており、その後、新たに追加した研究内容を含め、大幅に加筆修正を行っていることを予めお断りしておきたい。コンファレンス参加者には、多くの有益なコメントをいただいた。また、本稿に関連する諸研究について、経済産業省・経済産業研究所（RIETI）上級研究員・関沢洋一氏から貴重なご助言をいただく機会があった。

(2) たとえば、山崎（2003）は、戦前・戦後の経済（産業）政策史を一貫して分析するための概念として、「組織的需給調整システム」という概念を導入している。また、厳密に言えば、三和の経済政策史論を踏まえるならば、マクロ経済政策（フィスカル・ポリシー）との関係を抜きにすることはできないが、国民経済ではなく産業レベルを対象とした本稿では、この問題については捨象した。

るいはその基盤となる政策理念・目的が形成されたのかを分析することは、現代の経済政策の本質を理解するうえでも重要であろう。

上述のような、場合によっては矛盾する二律背反的な政策課題を内包した産業調整（援助）政策は、高度成長期の石炭鉱業において事実上実施されたが、他の産業への波及効果はそれほど大きくはなく、通産省の産業調整（援助）政策自体、以後次第に変容していくことになる。「総資本対総労働」とも言われた三池争議に象徴される、あからさまな労使対立は次第に姿を消し、労働政策・社会政策・地域政策的要素を混在させていた産業調整（援助）政策については、1990年代半ば以降、その終焉が宣言された。⁽³⁾この終焉の意味や是非を考えるうえでも、石炭鉱業の経験に関する総括を試みることは、一定の意義があると考えられる。

これらを分析する際の正攻法としては、資本（企業）側と労働側の意図や利害を明らかにし、それらが国家の政策形成に反映されていく過程を見るべきであろう。ただし、とくに石炭鉱業においては、政策形成の場面で通産省の調整役としての役割が重要な意味を持っていた。このため本稿では、資本対労働の明示的あるいは暗黙的な階級的利害対立の間に立って、通産官僚が問題をどのように内面化して認識し、通産省を中心とする行政機構がどのような政策目的のもとに政策形成を図ったのか⁽⁴⁾に焦点を絞って検討し、今後の分析のための足掛かりとすることにしたい。

以上のような視角から、先行研究を整理しておく。まず通産省の一応の公式見解としては、次のように述べられている。⁽⁵⁾「通産政策は財政的裏打ちのそれほど大きくない政策」ではあるものの、「その中で特に留意し、政策的な配慮をし、ときには財政的支援も惜しまなかったのは、経済の発展過程で生じてきた産業構造の変化に対応するための『構造調整』と呼ばれる分野の問題」である。これには「二つの領域」があり、「通産省が日本産業の将来のため必要と考え、その育成を積極的に推進したケースと、日本経済が大きく依存していた産業が衰退を余儀なくされた状況下で、その善後策を講じたケース」、「前者はいわば特定産業の出生・育児のケアであり、後者は終末期あるいは衰退期を迎えたターミナル・ケアないし在宅ケアとあってよい」。この部分の執筆者・隅谷三喜男による「ターミナル・ケア」という言説は、その後もしばしば引用されるようになった。

しかし、なぜ通産省がこうした「政策的な配慮」をするようになったのかの説明は、必ずしも明らかではない。1つの理由として挙げられているのは、1978年のOECD閣僚理事会による「積極的調整政策（PAP）に関する一般方針」であり、産業調整は市場メカニズムを基本とするという前提のもとで、必要に応じて政府支援や社会的費用の支出を認めることが国際的な合意となった点である。ただし、この説明の直後に、「しかしそれは、日本においては産業調整政策として、それ以前から実施されていたものであり、ここに出現したPAPと基本的に同一の方針のうえに立っていた、

(3) 詳しくは、渡辺（2016）を参照。

(4) 「経済政策史」分析の方法論については、三和（2012）を参照。

(5) 通産産業省通産産業政策史編纂委員会編（1994：第1巻：112）。

といてよいであろう」と指摘しており、OECDの国際的合意を受けて日本が実施したわけではなく、むしろ日本発であると述べられている。それゆえ、なぜ日本でこうした政策が実施されるようになったのかという経緯が改めて問われなければならない⁽⁶⁾。

石炭鉱業の産業調整（援助）政策に関する本格的な研究としては、丁（2006）が生産調整と雇用調整の面から、高度成長期の石炭政策⁽⁷⁾の役割と特徴を明らかにしている。結果として、政策をどのように評価しているのかについては明確に読み取れない部分もあるが、やや踏み込んでまとめると次のように解釈できる。石炭鉱業に対する政策は、1950年代から失業問題等にも配慮はあったものの、とくに問題が深刻化した1960年代以降、社会政策的な運用が図られた。この時期から「社会政策的な項目の予算」を含む石炭対策関係予算が大幅に増加し、「国家が前面に現れるようになった」ことにもそれは示される。明確な政策意図としてあったかどうかはともかく、結果的に石炭政策では生産調整を緩慢かつ段階的縮小というかたちで軟着陸させたのに対して、雇用調整のほうは急速に進行させた。雇用調整の中には、石炭鉱業に見切りをつけて他産業に転職した労働者の自発的退職も含まれるが、転換が困難な中高年層の失業や産炭地域の衰退という深刻な問題は残った。その意味で「調整のコストを労働者に過度に負担させる」ものではあったが、政府は「雇用調整に伴う社会的摩擦」に対して政策的配慮を払っており、そうした摩擦の緩和策が調整を容易にする役割を果たした。

以上のように、丁（2006）は石炭政策の基本的な性格を捉えており、本稿の問題関心とも合致している。ただし、政策当局者の意図に焦点をあてたものではないので、どのような意図や背景のもとに摩擦の緩和策が設定されたのかについて、詳細な分析はない。

この点で本稿が着目した、もう1つの重要な研究は、佐脇（2007）及び同氏が中心となって進めた政策研究大学院大学 C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト（2003）である。

後者は、通産省で石炭政策に関わった政策当局者たちを中心に、企業・労働組合関係者、政治家も若干ではあるが収録し、「『石炭政策』創生期前後から極最近に至るまで、ほぼ時系列を網羅する形で、政策過程に何らかの関わりをもった語り部」たちのヒアリング記録として、資料的価値が極めて高いものである。佐脇氏自身、1997年から2000年まで通産省資源エネルギー庁石炭・新エネルギー部に所属されていた通産官僚であり、また佐脇（2007）を執筆した研究者でもある。その意味で、話の引き出し方やインタビューの選定に佐脇氏の問題関心に基づくバイアスはあるかもしれないが、逆に言えば、このヒアリング記録それ自体がインタビュアーたちの力量によってまとめ

(6) 石炭鉱業に対する政策については、上述の通商産業省通商産業政策史編纂委員会編（1994：第1巻）のほか、同（1991：第7巻：333-424）、同（1990：第10巻：423-503）などに記述があるが、この問いに対する説明はほとんどない。

(7) 「石炭政策」は、1963年度から2001年度に至るまで、結果的には第1次からポスト8次（第9次）まで実施された政策で、石炭鉱業の産業調整（援助）政策の基本をなすものである。

られた、1つの著作物という見方もできる。

とはいえ、この内容豊富で膨大なヒアリング記録の分析となると、それは容易にできるものではない。「解題」では、「オーラル・ヒストリーから浮かび上がるもの」として、佐脇氏がいくつかの特徴を指摘しているが、このヒアリング記録は、依然として「多様な関心、視角から読み解かれる可能性を有している」⁽⁸⁾政策研究の宝庫である。

一方、佐脇(2007)は、これらのヒアリングやその他の一次資料に基づき、政治学的アプローチから斬新な分析を示している。ただし、佐脇(2007)での課題設定は、ある特定の政策が長期的に継続し、頻繁かつ柔軟には変化しない要因・メカニズムを分析することであり、1950～60年代の政策形成期というよりは、むしろその後の惰性的とも言える継続性を問題にしたものである。この中で政策形成に関しては、次のように結論として述べている。すなわち、石炭政策をめぐる各アクター(受益側の経営者・労働者、負担側の電力・鉄鋼業界など大口需要家)が、受益と負担という片務的な(両者間での所得移転の)関係にありながらも、当該政策が存在するという状況に適合的な戦略選択を試行錯誤的に続けた結果、ゲーム論的な均衡状態が形成されたというものである。そして、その後、政策が長期にわたって継続したのは、この均衡状態が様々な理由から頑健性を持ち、安定的に維持されたからであるとしている。戦略選択にあたっては、やはり失業問題や産炭地問題等の社会的コストを勘案せざるを得なかったという事情が作用している。

さらに、この均衡状態の形成過程では、通産省が媒介となったことを佐脇氏は指摘している。その起源は戦中戦後の統制期に遡り、石炭増産計画の過程で石炭業界と通産省との間に政策の形成・実施を巡る相互依存関係が存在したことが、その後も影響したとする。そのため、戦後、石炭鉱業が構造不況に陥る過程においても、各アクターは、炭価と生産数量の調整を「政策」に期待することによって問題解決を図ろうとした。こうした経緯から、通産省が各アクターの利害を調整しながら、炭価と生産数量の調整、そして三池争議の後には社会的不安や政治的な緊張状態の回避という目的も加わって、政策形成を主導することになる。各アクターは、石炭鉱業が構造不況に陥ったことに起因する裾野の広い問題群を包括的に処理する枠組みとして石炭政策の決定に同意するという戦略選択を行ったというのが、佐脇氏の見方である。

特定の政策が成立、もしくは長期に継続したという場合、そこには利害関係者間の何らかの均衡状態が存在したことは、ある程度想定されることであり、本稿は上述の佐脇氏の見解に異論があるわけではない。ただ、かなり抽象的な分析になっているので、通産省の調整役としての役割に即して、もう少し具体的な知見を引き出したいところである。解釈の仕方によっては、佐脇氏の見方は、これとは一見異質に見える三和(1982)の視角とも親和性があるように思われる。

以上を踏まえ、紙幅が限られたこの小論では、資料としては、政策研究大学院大学 C.O.E. オー

(8) 政策研究大学院大学 C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト(2003:3-4)。

ラル・政策研究プロジェクト（2003）——その中でも高度成長期前後に関する記述の一部——に限定し、ここから得られるファクト・ファインディングスに基づき、いくつかの論点整理を行うことを課題とする。その際、主に政策目的の形成過程に焦点を当てる。本来であれば、その他の資料と綿密に突き合わせて語り部たちの証言を検証し、因果関係を解き明かすべきであるが、この小論はそのための準備作業のごく一部に過ぎないことをご了解いただきたい。⁽⁹⁾

（1）1950年代前半

日本の石炭鉱業は、戦前来、主要なエネルギー・原料産業として日本の工業化を牽引してきた。とくに日中戦争期・太平洋戦争期には軍需生産のために増産が図られ、敗戦後においても経済復興のための重要産業として増産政策の対象となっていた。しかし、戦時・戦後の経済統制が解除され、朝鮮戦争ブームが終焉して以降、日本の石炭鉱業は衰退に向かう。統制期には外国貿易からの遮断と補助金投入のもとでの増産が図られていたが、1950年代初頭にそうした条件が解消されるとともに国内炭の高コスト構造が顕在化し、53年には「高炭価問題」がクローズアップされたのである（論文末尾の年表参照）。

当時はまだ外貨（輸入）制約も大きかったことから、電力・鉄鋼等の需要業界からは、輸入炭と比べて割高な国内炭に対する不満の声が高まっており、石炭を主要な原燃料とする諸産業にとって、国際競争力を減殺する要因となりつつあった。政府・通産省は、日本経済の自立のためにも石炭鉱業の合理化によるコスト低減の必要性を認識していた。こうして、石炭鉱業に対する政策目的は、まず高炭価問題（エネルギー問題）への対応としての「石炭鉱業の合理化」となる。「このような考え方は、経済自立の目標を達成するための最大の制約要因を国際収支（外貨）にとらえ、その改善のための輸出拡大、これを支える国際競争力の強化を産業合理化に求めるという通産政策の基本的な枠組みに沿うものであった」と『通商産業政策史』で述べられているように、⁽¹⁰⁾ 通産省の政策の焦点は、基本的には、個別の産業・企業に対する政策介入にあるのではなく、マクロ的な構造調整を念頭に置くものである。こうした基本姿勢はその後も変化するわけではないが、石炭鉱業の状況が深刻化するにつれ、この産業へのコミットメントが深まることになる。

すでに1952～53年時点から、通産省は、産業合理化という課題のために重油への転換も視野に入れて政策に織り込んでいたが、とりあえず国内炭については、1952年10月に堅坑開発5ヵ年計

(9) なお、他の先行研究として、石炭鉱業の衰退や政策の概要については、牛島・杉山（2012）が簡潔にまとめている。このほかにも言及すべき先行研究が多々あるが、それらの一部については、本論の中で引用した。

(10) 以上について、通商産業省通商産業政策史編纂委員会編（1991：第7巻：333-339）を参照。引用は、p.335。

画を立案するなど、合理化による炭価引下げ政策に着手した。石炭鉱業各社も独自に合理化努力は行っていたが、合理化は人員削減につながることから、労働組合の抵抗や大規模なストライキが発生した。それらは合理化の進展を阻害しただけではなく、供給を不安定化させ（年表参照）、このために緊急に輸入炭の追加手当てをせざるを得ないといった事態さえ生じさせた。「ストライキをどんだんやられるとどうしようもない」、「国内炭はあまり安定供給が期待できない」という意味で、鉱業経営者や通産省の政策当局者には、「ストに対する不安」⁽¹¹⁾があった。このため、政策目的には「石炭の安定供給」が加わる。

この「石炭の安定供給」は、その後ほどなくして、「燃料総合対策」（「総合エネルギー対策」という政策用語と一体化して定着するようになる。⁽¹²⁾「総合エネルギー対策」が意味するところは、エネルギー安全保障の観点から、一定規模の国内炭出炭量は維持できるように政策的配慮を施すという意味である。この言葉は労働組合、あるいは労働組合を代表する社会党議員などの側から出てきたもので、これに業界・経営側、さらには通産省が「乗っかっ」て共有されるようになった⁽¹³⁾という事実は興味深い。「ただ『石炭を守れ、守れ』というのではいかんから、総合燃料対策をするのに、そのなかに一定の地位・役割を与えよう」という思想である。後述のように、保守の側にもわりあい石炭に肩入れする政治家たちがいた。

1952年から53年初頭にかけては、大規模なストの影響で石炭供給は不足していたが、ストの収束によって53年春には供給過剰に転じた。この頃は、石油・石炭の輸入増加の結果として国際収支も悪化しており、全般的な輸入超過による外貨危機に対応して金融引締め政策も採られていた。このデフレ政策により、需要の減退とともに炭価が下落し、石炭鉱業は53年から54年にかけて深刻な不振に見舞われた。⁽¹⁴⁾そして、54年に入ると、石炭鉱業の情勢はますます悪化し、「石炭不況」と言われる危機的状況が現出するようになった。閉山が集中した産炭地では、ヤマを追われ、行き場をなくした炭鉱労働者が滞留し、一大失業地帯を形成した。このため、政策目的として、「石炭不況の原因究明とその対策」ということも強調されるようになる。

以上のような状況のもと、政府としても本格的な政策の樹立の必要性を認識し、1954年6月頃⁽¹⁵⁾から政府部内の検討を開始し、翌55年8月に石炭鉱業合理化臨時措置法を公布するに至った。

(11) 政策研究大学院大学 C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト（2003），pp.12-14, 16-17。以下、このヒアリング記録の引用に際しては、簡略化のため、ページのみ記載する。

(12) 政策研究大学院大学 C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト（2003：3）で、佐脇氏は、オーラル・ヒストリーから「注目される特徴」として、「政策過程に参画したアクターの間で、『石炭鉱業の合理化』と『総合エネルギー政策・エネルギー安定供給』という二種類の鍵概念が常に共有されていた」と記述している。本稿のように「政策目的」としているわけではないが、この点で、本稿は佐脇氏の見解に沿うものである。

(13) この後の引用も含めて、pp.14-15 による。「総合燃料（エネルギー）政策」が形成される過程については、通商産業省通商産業政策史編纂委員会編（1990：第10巻：423-432）に公式的な記述がある。

(14) 通商産業省通商産業政策史編纂委員会編（1991：第7巻：337）。

(2) 「1955年体制」と政治家のコミットメント

話は少し横道に逸れるが、当時の政治状況について、振り返っておこう。石炭鉱業合理化臨時措置法が制定された1955年という年は、右派社会党と左派社会党の再統一による日本社会党の結成、それに危機意識を感じた財界の要請もあって日本民主党と自由党の保守合同による自由民主党の結成、そして、内実はともあれ、この二大政党制を基盤とした政策形成が図られる「55年体制」の起点でもあった。

石炭鉱業の政策に関わる社会党議員はたいてい大手の石炭会社の労組出身であり、労働組合は社会党に期待を寄せた。通産省の直接のカウンター・パートは、労組そのものというより、国会で質問する社会党の議員である。他方で、炭鉱の減ることを恐れていたのは、自民党でもある。自民党側はやはり企業や経営者側との関係が深く、麻生太賀吉（麻生鉱業）は池田勇人や佐藤栄作と非常に親しく、萩原吉太郎（北海道炭礦汽船）は河野一郎一派と親しく、石炭の政治力には大きなものがあった。⁽¹⁶⁾この当時は石油業界の政治力はまだそれほどなく、石炭業界のほうが強かった。このように、自民党も社会党もこぞって石炭鉱業の政策にコミットする政治状況が生まれていた。

今日から見ると少し意外なエピソードとして、田中角栄のような人物も関わっていた。ただ、田中は、終戦後、労務者を集めるために炭住を作る土建会社（田中土建工業(株)）の社長をやっており、⁽¹⁷⁾1947年の総選挙で当選し政界に出て、48年10月には吉田茂内閣で法務政務次官に就任、12月に炭鉱国家管理汚職で逮捕される（1951年の2審で無罪）など、炭鉱には因縁のある政治家である。⁽¹⁸⁾55年の自由民主党結党にも加わり、政治の表舞台に返り咲きつつあった。⁽¹⁹⁾

石炭鉱業合理化臨時措置法の法案を通す際には、最後に公聴会があり、九州の公聴会には立会人で福田赳夫、北海道の公聴会には田中角栄が行った。公聴会では、経営者側は賛成、労組は反対だということで、田中は北炭夕張炭鉱に出向いた。この場で、労組が田中に反対を一席ぶった際、田中は「君達、何を言うか。石炭がこれだけ困っておる。何とか国がこれを援助したいと思っておるんだ。ところが援助したいにも、手掛かりがないんだ。この法律をつくれれば、これによって石炭を国が援助できるんだ。それを反対するとは何事か」と言って、叱り飛ばしたという。⁽²⁰⁾

通産省サイドから見ても、この法律を作ることによって、いろいろ規程はあるものの、国が援助する手掛かりができたという評価になる。⁽²¹⁾

(15) 日本炭鉱労働組合編（1991：276）。

(16) p.22。

(17) p.35。

(18) p.46。

(19) 年譜については、早野（2012）を参照した。

(20) pp.19-20。

(3) 1955年「石炭鉄業合理化臨時措置法」制定以後

石炭鉄業合理化臨時措置法に基づく諸施策は、通産省を介した需給調整という性格を持っている。需給調整の方法としては、①出炭目標（数量と価格）の設定と関係者間の調整、②合理化（生産性の改善）、③参入（新鉄開発）と退出（閉山）の促進がある。

まず、①を見てみよう。数量については、通産省が各年もしくは数年ごとに出炭規模（計画出炭量）の目標値を設定し、この供給確保のための方策（新鉄開発に対する助成措置等を含む⁽²²⁾）を講じるとともに、需要確保のために電力・鉄鋼業界等の大口需要家に対して、政策への協力を要請し、国内炭の引取（買取）量を設定した。引取価格は標準炭価制度によって規制され、これを維持するために通産省の行政指導による独禁法適用除外カルテルが認められた⁽²³⁾。この価格と数量を通じた通産省の行政指導による需給調整は、必ずしも実効性が確保されていたわけではない。石炭不況下とはいえ、石炭価格は景気動向に左右されて変動しやすく、神武景気やスエズ動乱（石油の輸入が途絶）で需要が高まった時——この1956～57年頃は、石炭の景気が良かった最後の時期になる——は、石炭鉄業各社がこぞって値上げをし、実質的に標準炭価を決められなくなる事態も生じた。この頃は、需要業界からも「石炭をもっと掘れ」「国内炭を大いにやってくれ」という議論が出て、7200万トンと設定された出炭目標に経団連や経済企画庁の審議会も同調していた時期であった⁽²⁴⁾。

その後、上述のブームが去り、出炭目標と現実とにズレが出てくるが、通産省は当面、増産対策を重視する姿勢を崩さなかった。これは信念というより惰性のようなもので、一度、政策を始めると、急にそれをやめるというわけにもいかない。その考えの根拠として、これは一過性の景気循環で、また石炭重視の時代が来るといったイメージもあった。この後、1960年代になると出炭目標の持つ意味は変化するが（後述）、50年代後半時点では、通産省は、こうしたことを念頭に在庫（貯炭量）の調整等も含めて行政指導による需給調整を図っていた⁽²⁵⁾。

②と③は、「スクラップ・アンド・ビルド方式」と言われるもので、非能率炭鉄の退出（閉山）を促すとともに高能率炭鉄の設備近代化（生産性の改善）や新鉄開発を助成することを意味するが⁽²⁶⁾、主

(21) pp.19-20。

(22) のちに南大夕張、日鉄有明、北炭新夕張、住友赤平などの新鉄が開発された。

(23) 標準炭価は、コスト・プラス・適正利潤に海外の市況を参考にして通産省が決定した。標準炭価制度の導入を要請したのは、大蔵省である。石炭鉄業合理化臨時措置法に基づく合理化には、低利・無利子の開銀融資という国の財政資金を投入するため、炭価を野放しにせず統制することが求められた。石炭業界は、こうした価格統制を受け入れる代わりに、カルテルの合法化を要求した。このため、通産省石炭局が公取に日参し、石炭鉄業合理化臨時措置法で独禁法適用除外カルテルが認められることになった。以上、p.19。

(24) p.22。

(25) pp.23-24。

な柱は前者の「スクラップ」にある。石炭鉱業合理化臨時措置法に基づいて設立された石炭鉱業整備事業団（のち石炭鉱業合理化事業団）が能率の低い中小炭鉱を一定枠買い上げ、閉山時に要する退職金等の資金を助成して退出を促すというものである。これは当時、炭量の枯渇を迎え、事業からの撤退の動きを見せていた多くの中小炭鉱からの要望に基づくものであった。⁽²⁷⁾

一方、「ビルド」は、実質的に大手炭鉱が対象であり、堅坑開削や機械化などの設備近代化に対して低利の開銀融資を行う財政支援を図るものである。需要業界からの炭価引下げ要求の圧力は常に存在しており、大手炭鉱は生き残りをかけて合理化に取り組んでいた。⁽²⁸⁾

以上のような需給調整、とりわけ閉山や設備投資は、大手にせよ中小炭鉱にせよ、本来、企業自身が行うべきものであり、その意味で、石炭企業は国の財政支援を引き出し、これに依存した格好になる。しかし、当時の状況として、産炭地では中小炭鉱を中心に人員整理や休閉山が相次ぎ、失業者が溢れ、「すさまじい不況」で凄惨な状況に置かれていた。⁽²⁹⁾ こうした中で、通産省としても可能な限りの政策的支援を図らざるを得なかったと言える。

さらに、企業救済の根拠として、「石炭鉱業は戦時、戦後を通じての増産政策と低物価政策の犠牲となって、ほとんど全期間を通じて実質上の赤字を強要され、内部蓄積力の弱小化、外部負債の増大、償却不足及び非組織的な濫掘による不良資産の増大等の結果を来し、(…)企業に赤字を強要し、その活動を不当に圧迫し経営の継続を不可避とする事態を招くおそれが多分にある」という判断もあった。⁽³⁰⁾ 石炭鉱業における企業救済は、戦時と戦後直後の増産政策の結果として企業が過大に負担したコストに対する補償の意味合いを持っていたと考えることもできる。

(4) 1959年「炭鉱離職者臨時措置法」の制定

以上のように、石炭不況への対策として石炭鉱業合理化臨時措置法が制定されたが、これは「『ヤマを救うため』」とは言っても「企業救済が中心であり、労働者対策は空文に過ぎなかった。(…)『ス

(26) 具体的な実施内容については、通商産業省通商産業政策史編纂委員会編（1990：第10巻：444-451）を参照。

(27) この中小炭鉱業者の発想は、戦争末期に中小炭鉱が整理（保鉱）された際、政府から補償を得た経験にヒントを得たものであった（pp.15, 18）。

(28) p.27。

(29) ある産炭地は、「死の谷間」と呼ばれ、「炭鉱の電気代未払いで炭住の電気は切られ、暗やみの中で家族が一枚のふとんに重なり合って寝た。それも綿が飛び出し、ふとんといえるものではない。メシにしょうゆをかけ、唯一のたんぱく質源は鉱害の陥落地からとってきたザリガニだった。生活保護対策も十分ではなかった。炭住の人たちは動けばハラが減るので一日中寝転んでいた。昼間でも人かげのない集落。それは死の町であった」。欠食児童、娘の身売りなどの悲惨な話もあった。以上、「黒い失業地帯」（朝日新聞西部本社（1970）、所収）。

(30) 通商産業省通商産業政策史編纂委員会編（1991：第7巻：337）。

クラップ・アンド・ビルド政策』によって中小鉱の整理が進むとともに、人間も家庭も、そして産炭地社会もスクラップ化されていった⁽³¹⁾。炭労（日本炭鉱労働組合⁽³²⁾）は、同法は「明らかに首切りを狙うもの」として当初の法案段階から反対しており、社会党（右派・左派）や炭労から分派した全炭鉱（全国炭鉱労働組合）とともに対案を作成していた⁽³³⁾。石炭鉱業合理化臨時措置法が制定されて以後も、炭労は同法の廃止を掲げ、日本社会党を通じて国会に「臨時石炭鉱業安定法」案、「石炭鉱業安定法」案を提出したが、いずれも否決ないしは審議未了廃案となっていた⁽³⁴⁾。

労働者や産炭地に対し、政策による救済の手が差し伸べられるようになったのは、1959年12月に炭鉱離職者臨時措置法が制定されて以降である。同法は炭鉱離職者に対する就労支援を図るものであり、労働省と通産省の共同所管である。同法の目的は、「石炭鉱業又はその関連産業以外にみるべき産業のない産炭地域に炭鉱離職者が集中的に発生している状況に対処し、広域職業紹介や特別の職業訓練等を実施し、また、これらの措置によってもなお職業に就くことができない炭鉱離職者に対して暫定的に就労する機会を与えるための炭鉱離職者緊急就労対策事業の実施や、炭鉱離職者援護会の設置による再就職に関する援護等の対策を行うこと」にある。「スクラップ・アンド・ビルド政策による炭鉱離職者の職業及び生活上の不安を取り除き、その安定を図るための本格的な対策が着手されることになった⁽³⁵⁾」のである。

同法の成立に至る過程では、通産省が重要な役割を果たしていた⁽³⁶⁾。本来、労働問題は労働省の所管であり、通産省としてはとくに労働政策は考えていなかったが、1950年代当初、労働省は炭鉱離職者対策について、あまり問題にしていなかった。通産省が労働政策に踏み込んだ契機は、石炭鉱業合理化臨時措置法に基づく中小炭鉱の買上げ枠を緊急に追加する必要に迫られ、1959年2月に同法改正案を上程することになった時にある。各省での協議にあたって、どうしても労働省を説得する必要があったため、通産省が労働省に交渉に行くと、「枠を増やすなら、何か通産省で離職者対策をやれ」と言われたという。このため、通産省でいろいろ考え、知恵を出して、石炭鉱業整備事業団に交付された財政資金（買上げ炭鉱に支給される資金）の一部を離職者対策に回すこととした。この資金的な受け皿として、最終的には炭鉱離職者臨時措置法に基づく炭鉱離職者援護会が設立され、さらに同会は1961年7月に発足した雇用促進事業団に吸収され、発展的に改組された⁽³⁷⁾。

(31) 前掲「黒い失業地帯」。

(32) 1947年、炭鉱労働組合の全国協議体として結成された日本炭鉱労働組合同盟が前身。その後数度の分裂統合を経て、1950年に職業別単一組合として再結成された。1952年の長期スト、1953年の三井鉱山労連ストを経て、総評（日本労働組合総評議会）傘下の最強組織となった（『世界大百科事典（第2版）』より）。

(33) 日本炭鉱労働組合編（1991：277-278）。

(34) 同上（1991：274-309）。

(35) 以上の引用は、通商産業省通商産業政策史編纂委員会編（1991：第7巻：420）。

(36) 以下、pp.25-26による。

(5) 1961年「産炭地域振興臨時措置法」の制定

労働者対策と並んで、産炭地対策としては、1961年11月に産炭地域振興臨時措置法が公布・施行され、産炭地域が閉山に伴い被る経済的疲弊を緩和するための特例措置が図られることになった。同法は、前述の石炭鉱業合理化臨時措置法とともに、その後も数次にわたり期限延長の改正がなされ、後述する石炭政策と連動して石炭鉱業に対する産業調整援助政策の根拠法となった。

同法の制定と前後して、通産省石炭局が事務局的な中心となり、1961年7月に産炭地域振興審議会が設置され、具体的な対策の立案・審議にあたった。石炭合理化政策のもとで、閉山を含む合理化が開始されたが、この中で産炭地域の疲弊が深刻化した。産炭地域の経済は全面的に石炭鉱業に依存しているため、石炭鉱業の不況は地域経済に大きな打撃を与えていた。その結果、炭鉱失業者が産炭地域に滞留し、鉱害とともに社会不安を醸成していた。また、石炭関連産業や地元商工業の不況を来し、地方財政も逼迫していた。これらは相重なって石炭鉱業の安定と合理化を阻害しているという認識から、その「抜本的解決」を図るために同審議会が設置されたのである。

通産省としては、産炭地域振興政策の柱を、産炭地域に新たな産業を導入し、地域に雇用を創出するための「産業転換」政策に置いていた⁽³⁸⁾。具体的には、産炭地域を石炭鉱業以外の工業に転換させるために産業基盤を整備し、企業誘致を行う。石炭鉱業が有する土地・輸送基盤等の現有資源も活用するとともに、不足部分は新たに土地造成（ボタ山処理を含む）を行い、工業用水や幹線道路、港湾整備等のインフラ投資を行う⁽³⁹⁾。その他、政府または政府関係機関の直営工場等の誘致⁽⁴⁰⁾などがある。こうして、福岡県、北海道などの産炭地域に、工業団地、港湾整備等のインフラ投資が行われたほか、政府の関連工場の設置が試みられた。企業誘致や雇用創出には限界があり、これらは必ずしも抜本的な対策とはならなかったが、産業調整のうちの転換の側面（資本・労働の移動）に相当する「産業転換」政策が一方で追求されていた点は注目される⁽⁴¹⁾。

この政策形成にあたっては、産炭地域振興審議会において、まず関連の地方自治体や商工会議所代表が地域としての要望を出し、これをもとに通産省が関係省庁や地方支分部局とも協議しながら

(37) 通商産業省通商産業政策史編纂委員会編（1991：第7巻：417-421）にも、比較的詳細な経緯説明がある。

(38) 「産炭地域振興審議会第1回総会議事概要」（昭和36年7月17日）。

(39) 産業転換のための具体的な調査・計画・実施内容については、福岡県などの資料が多数残されている。

(40) 九州筑豊地区では、自衛隊の移設、タバコ・フィルター工場（専売公社向けフィルター製作の民間企業）の誘致、北海道美唄市では、セラミックブロック工場の建設など。

(41) 石炭局「産炭地域振興政策の経緯（資料）」（昭和41年7月27日）、その他、産炭地域振興審議会関連の資料を参照した。

原案を作成し、審議会に諮る手順になっていた。審議会の委員は、時期によって入れ替わりはあるが、有沢広巳（東京大学名誉教授）を会長とし、植村甲午郎（経団連）のような財界関係者、産炭地域の道県知事ほか自治体関係者、地元の商工会議所の代表者、日本石炭協会などの業界関係者や石炭鉱業企業関係者、炭労その他の労働組合代表者、電気事業連合会・電力会社・鉄鋼会社など需要業界の代表者、各省庁関係者、日本開発銀行など政府系金融機関関係者、学識経験者などから構成されていた。

（6） 労使の調停機関としての審議会

ここで、1950年代に先に設置されていた石炭鉱業審議会を含めて、いずれも通産大臣の諮問機関である両審議会の性格について検討しておく。産炭地域振興審議会の設置以後、石炭鉱業の施策は、主にこの2つの審議会での検討を軸として行われ、審議会答申に基づいて、政策の立案・実施が図られた。審議会設置の目的の1つは政策のオーソライズであり、これにより予算も付けやすくなるという面があった。⁽⁴⁵⁾ また、1966年に決定された第3次石炭政策（後述）以降、石炭政策は同審議会の答申として策定されるなど、政策形成過程に組み込まれていた。

とくに産炭地域振興審議会が発足した当初は、予想以上の早いテンポで進む合理化に対し、それと対応すべき産炭地域振興対策が遅れているという現実があり、労働側や地域の不満・危機感は大きかった。当時は人員整理の嵐で、閉山により発生した離職者は3万人にのぼり、生活保護受給者も急増した。その最悪のピークを越えて以降は、大手炭鉱の大規模な閉山も一段落し、調整は緩慢になったが、度重なる鉱害（炭塵事故）、閉山により、産炭地域の疲弊は短期間では解決しえない問題となっていた。

石炭鉱業審議会での審議内容は、石炭鉱業の合理化や需給見通しと合理化計画を樹立すること、すなわち、エネルギーの安全保障（「エネルギーまたは原料の安定供給の確保」）、「産炭地域の社会経済」に対する配慮、「エネルギーの経済性の要請」等の諸側面を総合的に勘案し、一定の国内炭の維持を前提に長期需給見通しと合理化計画を樹立することにあつた。そして、同審議会は、大口需要家である電力・鉄鋼業界に一定の理解と負担を求め（長期引取体制の確立）、国内炭の引取量を交渉により決定するとともに、それらの負担増に対する政府の補填措置に関する調整や交渉が行われた場でもある。

(42) 要望内容は、産業基盤の整備、企業誘致の促進、民間企業に対する助成措置、雇用の拡大と炭鉱離職者の再就職の促進、公共事業の実施（産炭地の別枠扱い）、事業税や地方交付税での優遇措置など多岐にわたる（産炭地域振興審議会の各回議事概要のほか、長崎県知事「要望書」（昭和41年4月））。

(43) 有沢広巳が会長に就任したのは、1963年5月である。

(44) 産炭地域振興審議会の各回議事録による。

(45) p.21。

ここで注目したいのは、産炭地域振興審議会だけではなく、石炭鉱業審議会でも、「産炭地域の社会経済」に対する配慮等を総合的に勘案し、発足当初から「労使の調整」を主要目的の1つとしていた⁽⁴⁶⁾という、やや意外な事実である。

石炭鉱業審議会の会長は植村甲午郎であり、委員は石炭鉱業の労使、すなわち経営者側と労働組合側、需要業界、販売業者など利害関係者代表のほか、有沢広巳などの学識経験者を含む第三者委員によって構成されていた。当時、経団連副会長であった植村は、戦時中に企画院、石炭統制会等を経て、戦後の1946年に統制会が日本石炭鉱業会に改組されてからは、その副会長職に就いていた。このため、石炭に詳しい「シンパ」であった。また、日経連から入っていた委員も炭鉱関係の出身であるなど、経営者サイドの人物であっても、意外に石炭に対するシンパシーはあった。経営者側委員と労働組合側委員が激論になることもあったが、植村が「まあ、まあ」と収めることがあった⁽⁴⁷⁾という。労組側もかなり従うところがあった。

一方、有沢も、経営者側にも労組側にも偏らず、両方がわかるというイメージで、労組側にわりあい信用があり、地元市長など自治体関係者からも信用され、尊敬されていた⁽⁴⁸⁾。石炭鉱業審議会は、後に改組され、経営者側委員と労組側委員を減らして、新たに公益委員という枠が設けられた。公益委員には、有沢のほか、稲葉秀三、円城寺次郎、土屋清になったが、この4人は影響力があった⁽⁴⁹⁾。有沢以外はマスコミ関係である。

以上のように、植村や有沢はそれぞれの審議会の会長を務めただけでなく、植村は産炭地域振興審議会に、有沢は石炭鉱業合理化審議会にそれぞれ委員としても入っており、労使の調整にあたって重要な役割を果たしていたことがわかる。ただし、植村はやはり財界との関連、有沢は一方でコミットしていた電力や原子力など他のエネルギー政策との関連で、その政策思想や政策形成過程において果たした役割については、より綿密な検討が必要であろう。

(7) 第1次～第3次石炭政策

以上のように、1950年代から石炭鉱業への政策的支援が開始されたが、国内炭の競争力低下には歯止めがかからなかった。さらに、合理化の進展の中で、炭鉱労働者は賃上げ抑制を余儀なくされただけではなく、閉山や解雇の嵐が吹きまくり、炭鉱の爆発事故、閉山・人員整理に伴う労使紛争など石炭鉱業の危機が続いた。1959～60年の三池争議が1つの大きな転機となり、以後、結果的には2000年代初頭まで続く数次の「石炭政策」が策定されるなど、政策は転機を迎えることになる。

(46) p.21。

(47) pp. 21, 36。

(48) p.35。

(49) p.27。

泥沼化した三池争議は「最後は総資本対総労働ということで、日本の大きな社会問題、政治問題になり」、⁽⁵⁰⁾「石炭政策というよりは、まかり間違えば治安問題までなるというような状態」となった。

三池争議は最終的には組合側の敗北に終わったが、1960年になると、炭労はそれまでの「合理化反対闘争」に代わって「政策転換闘争」を展開し、ナショナル・センターである総評（日本労働組合総評議会）とともに政府に政策の再検討を迫った。61年3月の炭労大会では、「政府、石炭資本の基本政策は大量の解雇、低賃金と労働強化等の労働者の犠牲において石炭危機を切り抜けようとするもので、われわれは自らの生活と権利を守り抜くため、支配階級の石炭政策を変更させる闘いに総力を挙げる」という方針のもとに、「石炭政策変更のためのたたかい」を推進することを決定し⁽⁵¹⁾た。そして、「石炭危機を克服し、石炭産業の安定・発展を保証する」「新たな観点」からの政策を政府に迫った。⁽⁵²⁾

他方で、鉱業経営者団体の側も政策に関する陳情を行っていた。大手中心の業界団体である石炭協会、中小炭鉱中心の日本石炭鉱業連合会のいずれも政府に要望を申し入れている（年表の1961年の欄を参照）。

こうしたことを背景に、1960年代初頭に政策が軌道修正を迫られることになる。石炭危機の深刻化を目の当たりにして、政府内部はもとより国会においても緊急事態に至っているという認識が次第に強くなっていった。⁽⁵³⁾世の中は安保闘争で騒然としていた時代である。安保闘争後に発足した池田内閣のもので、高度経済成長政策は順調な滑り出しを見せたものの、石炭危機の打開は政治・社会情勢の安定化のための最重要課題として浮かび上がっていた。1961年10月には、今後の石炭政策の大綱を審議するため、内閣総理大臣を議長とし、通産大臣を含む関係閣僚からなる石炭対策閣僚会議を設置することが閣議決定された。さらに、衆参両院に設置された石炭対策特別委員会や衆議院商工委員会、衆議院本会議の場でも、石炭危機の打開に関する様々な決議が採択された（以上、年表参照）。

また、政府は、1962年5月に有沢広巳を団長とする石炭鉱業調査団を結成し、石炭企業の労使、自治体、石炭関連業界から意見聴取を行い、石炭鉱業の新たな再建策を検討した。同調査団の答申に基づき、「石炭政策」と言われるものが閣議決定され、実施に移される。

石炭政策の特徴としては、第1に、それまでの合理化政策を継承する一方で、国内炭の経済性についてはもはや放棄し、石炭鉱業の安定と国内炭の長期安定供給を確保することを目標としたこと、

(50) p.25。

(51) 通商産業省通商産業政策史編纂委員会編（1990：第10巻：464）。この「政策転換闘争」をめぐる炭労、政府・与党、社会党の攻防については、同（1990：第10巻：462-467）が比較的詳しく叙述している。

(52) 日本炭鉱労働組合編（1991：274-309）。このほか、日本炭鉱労働組合編（1992）も参照。

(53) この段落の記述は、通商産業省通商産業政策史編纂委員会編（1990：第10巻：458-460）に依拠している。

第2に、労使紛争に配慮していることが挙げられる。政策目的としては、1950年代から大きく変化したわけではなく、大なり小なり継承性はあるものの、石炭鉱業の「安定」と「労使紛争への配慮」に比重が移された点が特徴である。すなわち、輸入炭や石油に対抗するための石炭鉱業の合理化そのものではなく、「石炭鉱業の崩壊がもたらす関係者への影響、地域社会に与える深刻な打撃、国民経済の被る損失を防止する」という「国民的な課題」、言い換えれば「石炭鉱業の崩壊がもたらす社会的摩擦の回避等に注目した幅広い政策」へと転換し、その実現のための合意形成が政策課題となった。石炭政策は、種々の相反する利害や考えの中で、産炭地域の経済や雇用、鉱害等、地域社会への影響に配慮しながら、「石炭鉱業の構造調整を如何に円滑に進めていくかを模索」するものと性格づけられたのである。

このように、1960年代以降は、石炭鉱業それ自体としては縮小の方向に明確に転じるとともに、それに伴う諸問題への「社会的な措置」という政策目的が新たに浮上してくる。総合エネルギー政策は、1950年代の炭主炭従政策から、1960年代には油主炭従政策に転換し、国内炭に経済合理性がないことは明白となっていたが、これを前提としたうえで、政策支援による生産の一定量の維持と段階的縮小が図られることになった。もっとも、後の1970年代以降と比較すれば、1960年代はまだ「国際収支の天井」という外貨制約も存在していたため、国内炭の維持・安定供給は、鉄鋼・電力業界など大口需要家にとっても依然として重要であり、エネルギー政策としての意義も多少は残っていた⁽⁵⁶⁾。

石炭政策について、ここでは、本稿で対象とする時期の第4次までを見てみよう⁽⁵⁷⁾。

1963年度から第1次石炭政策、1965年度から第2次石炭政策が実施に移され、「石炭鉱業崩壊のもたらす経済・社会への影響」を防止しつつ、5500万トンを確保する生産目標が掲げられたが、これらは所期の成果をあげることができず、石炭企業の経営状況は悪化していた。炭塵爆発等の鉱害への補償や、閉山費用の負担も相まって、石炭企業の経営は悪化しており、計画された出炭量の確保も見込めない状況であった。このため、1967年度から第3次石炭政策が実施されることになる。

第3次石炭政策は「抜本的安定策」とも言われたもので、生産目標を5000万トンに下方修正する一方、大手石炭会社が抱えていた多額の負債の軽減を目的として、企業債務の一部を国が肩代りして負担する措置⁽⁵⁸⁾を講じることに加え、「石炭対策特別会計」を創設するという大胆なテコ入れ策を図るものであった。しかし、この政策の実施直後に閉山した企業が債務肩代りの支援対象となって

(54) 資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課監修／石炭政策史編纂委員会編（2002a）の「刊行にあたって」。

(55) 同上。

(56) p.198。

(57) 各次石炭政策について、詳しくは、資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課監修／石炭政策史編纂委員会編（2002a, 2002b）を参照。このほか、通商産業政策史編纂委員会編〔橋川武郎著〕（2011）の第7章でも、戦後の石炭政策の概要がまとめられている。

いたことに世間から批判が起こるなど、第3次石炭政策も行き詰まりを見せることになった。

1960年代の石炭政策でも、「総合燃料（エネルギー）政策」が前提となり、通産省の総合エネルギー調査会⁽⁵⁹⁾を中心に、政策によって維持すべき石炭の生産水準が定められた⁽⁶⁰⁾。この点で、それ以前からの需給調整政策の方式を継承していたが、60年代になると、もはやそれは通産省が実際に設定していた目標値そのものではなくなっていた⁽⁶¹⁾。

「答申とか行政というのは、（…）先行きのゴールを見乍らもそこにソフトランディングしていくために」、少し高めの目標設定を言わないといけない。たとえば、現実的な低めの設定にしてみると、従業員も雪崩を打ってダークといなくなってしまうし、金融機関もダークとひいてしまうし、「一種の望ましいソフトランディング以上にハードランディングに行ってしまう」。そういう意味では「本当のロードマップとは違った形で、ある程度、生産サイドに偏った方向に出しておく。でも、力関係からいったらそこにいくだろうと」見込んでいる。当時はまだ炭労や社会党が政治的に非常に強い時期で、石炭経営者の中にも萩原吉太郎（前述）のように非常に政治力が強い人がいた。だから、なかなか目標をさっと下げるといわけにはいかず、どうしても目標が少し高め高めに行くということは政治的にはやむを得なかった。「現実よりやや高め高めで妥協をして、そして縮小策を延ばしていくという手法」であった。

通産省の政策の指向は、1950年代後半の時期に、7200万トンの生産目標を提示した2～3年間を除けば、それ以降は一貫して漸進的に縮小していくということであった。やはり、どうやって円満に、社会的摩擦をミニマイズしながら縮小していくかというところが問題であった⁽⁶²⁾。心の内と外に出ている政策・目標とはちょっとずれて、しかしそれはまたそうでないと、なかなか政治的な納得が得られにくい⁽⁶³⁾。当時、三井三池の炭塵爆発を含め、多くの炭鉱で頻繁に事故も起こっていた。事故を起こすと、すぐその後閉山とはなかなかいかなくて、どうしても「復興しろ」ということになる。事故が起こって、災害があるのにヤマを閉めるというのは、その当時、地元としては飲みにくいという時期だったので、事故があったからスッと目標を下げる、閉山するというのはなかなか難しかった⁽⁶⁴⁾。

1967年5月の石炭特別会計法に基づき創設された石炭特別会計は、石炭政策の大きな財政的基盤

(58) 債務の6割に当たる1000億円の肩代わりが予定された。この肩代りは、その後、第2次、第3次と続き、こうした政策的支援もあって大手炭鉱（三井、住友、北炭など）が残存するが、やがて大手も逐次閉山していくことになる。p.36。

(59) 産業構造調査会総合エネルギー部会を改組し、1965年5月に設置された。会長は、植村甲午郎。通商産業省通商産業政策史編纂委員会編（1990：第10巻：432-433）。

(60) p. 61。

(61) 以下の引用は、pp.197-198。

(62) pp.146-147。

(63) p.147。

(64) p.147。

となるものであった。⁽⁶⁵⁾石特会計の創設に際しては、自民党の根本龍太郎が影響力を持っており、⁽⁶⁶⁾通産省石炭局長と話し合って最終的にまとめた。⁽⁶⁷⁾大蔵省としては、のべつに石炭対策の費用が増えるのは困るので、財源はこれだけだということである程度枠を決めた、つまり、むしろ金額を抑え込むという意図で合意した。石特会計の財源は原重油関税だけであるが、この創設によって、通産省としては、一応の安定財源となり、以後予算的に楽になる。後から見れば、「その後の政策というのは、どちらかというとり合い」、「経営者サイドと労組サイド、それから産炭地サイドの奪い合いみたいな形になった」⁽⁶⁸⁾が、この石特会計の創設は、石炭政策にとって大きな意味を持っていた。

(8) 第4次石炭政策以降

第3次石炭政策の失敗を受けて、1969年度から実施された第4次石炭政策では、石炭鉱業の急速な縮小と再編成が通産省によって打ち出された。石炭企業は経営再建に努力する一方、維持・再建が困難な場合は撤退すべきであるとされ、この第4次政策は1つの大きな転換点となった。⁽⁶⁹⁾

この時の通産省(鉱山)石炭局長は、「戦争経験のある人間としてのひとつの判断」として、「敗戦」になぞらえている。⁽⁷⁰⁾「僕の与えられたポジションというのは、(…)戦後石炭史の累積の最後の抜本策と称したものが崩れた時なんですから、戦争でいえば、サイパン島が落ちた後の陸海軍みたいなもので、どうやって建て直すのかなんてというのは、知恵のある海軍大将も陸軍大将もいなかったと思いますけれどもね。」「それは、誰も絵を描けなかったと思いますよ。私も、無能だったせいもあるけれども、何の知恵も思い浮かばなかったですな。さらばとってどうしろというのはね。眠れない夜が続きましたよ。というのは、肩代り措置として、当時としてはかなり大きい財政支出を一度決定しているのに、それでうまくいかないからというので、その上に追加助成資金の要請をするということは、そのこと自身が難しいことですよ」。

このように、打つ手がなく、「負けたんだ」と判断した。「あとは負けっぶりの問題」、「敗戦処理」

(65) 石炭対策特別会計を含め、通産省の石炭鉱業関連の予算については、「経産省(通産省)予算統計(一般会計・特別会計)原表(1950～2008年度)」(<http://www.rieti.go.jp/jp/projects/hjtip/volume1.html>)などで確認できる。これを見ると、2001年度に至るまで「産炭地域振興対策費」ほか石炭政策関連の予算が毎年少なからず計上されている。また、丁(2006:10)は、石炭鉱業合理化事業団(1976)の資料に基づき、1955年から1973年までの石炭対策関係予算の主要費目を引用している。

(66) 1967～68年の自民党政務調査会会長は大平正芳で、根本はその後の68～70年に政調会長となっている。

(67) p.29。

(68) p.29。島西・青木(2012)は、1970年代以降、地方自治体が「産炭事業」に依存していく構図ができあがることを指摘している。

(69) 牛島(2012)は、第4次石炭政策が企業再編に与えた影響を分析している。

(70) 以下の引用は、pp.42-45からのものである。もちろん、引用した言説は、当時の認識をそのまま表現しているのか、ヒアリングの時点で事後的に総括したもののかは、明確に区別できない面はある。

の問題であり、「安楽死させてやりたい」ということになる。具体的には、社会的な影響が大きい雪崩閉山はできるだけ回避しようということである。

こうして、第4次石炭政策によって大幅な縮小へと政策の舵を切った石炭局長は偶々「石炭寄り」の人物ではなかった、ということも多少は影響したかもしれない。それまでの石炭局長ほか直接の政策当局者は、省内外で石炭畑の経歴が長かったり、大学で鉱山技術を専攻していたりなど、何らかのかたちで「石炭シンパ」的な人材が多かったように見えるが⁽⁷¹⁾、この時の石炭局長は、それ以前に電力や原子力の部署にもいて石炭と反対側のエネルギーを担当していたので、石炭に重点を置くエネルギー政策は国を誤ると考えていた。国内炭への支援はエネルギー・コストの足を引っ張る要因で、日本の産業の国際競争力を阻害する。「そのような政策を何で通産省はやるのかと。社会的な問題を何とか解決しなければいかんからやっておるだけではないかというのは、(…)初めから思っていたことだからね」。

{この時より以前から、国内炭の存在意義や経済性は殆どなくなっている。}「それをみんなが知らなかったかという、知っていたんですよ。(…)知っていたけれども、それは必要なんだという前提をこしらえないと、助成政策の理由が見当たらないんです。「だからみんな、苦しんでいるからやるんだと。社会的な措置だ、政策だと考えているんだけれども、通産省は産業政策として言わなければ理由がないからね」。

しかし、この「石炭寄り」ではない局長でさえ、全国的にまだたくさんある炭鉱が一斉に閉山した時の社会的混乱を想定したら、危機感を感じたという。石炭の場合はたんなる企業ではなく、地域社会丸ごとという問題がある。他の産業とは異なり、石炭鉱業の転換可能性というのはあまり高くはなく、むしろ鉱害が残るくらいである。地域が丸ごと疲弊する。やはり、雪崩閉山は防止しなければならぬだろうという考えになったという。「安楽死」の主な内容は、自主的に閉山する時の退職金支払いができないがゆえに退出しない中小炭鉱に対し、会社の解散に伴う退職金支払いぐらいはできるようにしてやろうということである。このように、経営を続けることが困難なものについて、早く自主的に決心させて、その決心の保証になる退職金の交付を考えてやればよいという考えであった。

(71) 1950年代のエピソードになるが、次のような話もある (pp.12-15)。当時、業界団体は、大手は日本石炭協会、中小は石炭鉱業連合会として組織されていたが、業界の要望は「そう系統的なものではなかった」。それを通産省石炭局でまとめて省内調整をする。石炭局としては、やはり業界の要望がある程度汲み上げ、国内炭を一定維持するという政策スタンスであった。もちろん、同じ通産省内でも需要業界を所管する原局の鉄鋼局やガスのほうは、できるだけ輸入炭を多くしたいということで、「しょっちゅう喧嘩になる」。「初めは課で喧嘩をしとる。これは収拾がつかんから今度は局長どうしが喧嘩して、それでもつかんから、たいてい毎年一べんは次官のところまで行きまして、そこで次官が、『このへんでいこう』と。こういうことに決めて」いた。このように、通産省内には需要業界を所管する局もあるし、「石炭業界の言うなりにはならない」が、「石炭局はなかなか発言力はあ」った。

当時の政策当局者が、思い切って炭鉱を減らしてもいいと「腹の中では決めた」ことの1つの支えは、当時の労働力需給状況からいって、離職者対策の面からもいいチャンスだったことである。通産省は、事前に労働省との折衝をしていたが、当時、急速に伸びていた鉄鋼業や自動車産業の労働需要は、炭鉱離職による供給よりも上だと見ていいという感じのことを、労働省労政局長が言ってくれたことも後押ししたという。通産省と労働省の次官級でも非公式に協議し、労働省側の合意や支援を取り付けていた。⁽⁷²⁾高度成長期の労働市場が、炭鉱の閉山に伴う雇用調整を比較的容易にしたことは、多くの先行研究も指摘するところである。

第4次政策では、出炭規模維持の努力に事実上終止符が打たれ（ただし、第5次以降は一応復活する）、⁽⁷³⁾結果的には、雪崩閉山と言われるくらい、自主閉山が進むことになった。

むすびに代えて——若干の考察

以上、通産省の政策目的や通産官僚によるその内面化という点で、ヒアリング記録の中で着目される言説をいくつか拾い上げる作業を行ってきたが、最後に、簡単なまとめと併せて若干の考察を追加しておく。

第1は、産業調整援助政策の中に産業政策的要素のほか、労働政策、社会政策、地域政策的要素が入り込むようになった理由や経緯である。これについては、本論で述べたように、時系列的に見て取ることができる。通産省は、当初はエネルギー・原料問題として、産業の国際競争力向上を目指した産業政策的な意図から関与し始めたが、石炭鉱業の危機的状況が次第に深まるにつれ、労働政策、社会政策、地域政策の分野に事実上、政策を拡げざるを得なくなった。

ヒアリング資料の中に次のような件がある。⁽⁷⁴⁾「戦後の石炭政策史を振り返ると」 「大変に優秀な人材が二十年もかかって、ありとあらゆる知恵とテクニックを使って、産業政策らしく理由付けをして、助成の手法を考え、理屈のありつたけを尽くしている」。「だって、通産省は社会政策をやる意味がない」から、やはり産業政策らしくしなければいけない。「そういう意味では通産省の社会政策的な政策対象は、(…)石炭行政と中小企業行政」であった。「経済的な側面を持っているけれども、多分に社会的な要素、政治的な要素があるということ」。この言説は、前述の第4次石炭政策の時の（鉱山）石炭局長によるものであるので、他の時代の局長であれば、少し違ったニュアンスで表現したかもしれない。しかし、いずれにしても歴代の政策当局者たちの真情の一端を吐露したものであると解釈される。

産業政策的な要素については、たとえば石炭企業に対する助成金や債務肩代りによって、多額の

(72) pp.45-46。

(73) 通商産業省通商産業政策史編纂委員会編（1990：第10巻：495）。

(74) p.45。

債務を抱えて先も見えない状況にあった企業が一息つき、次第にセメント事業や観光事業への転業を始めたことなどから考えると、産業調整（産業転換）援助という本来の目的に沿う側面もあったが、この評価については別の機会に譲りたい。

第2は、資本対労働という対立構図の中での通産省の位置である。日本の石炭鉱業は、他の多くの国の炭鉱と同様、労使の攻防が最も先鋭化した産業の1つである。資本の側では、麻生太賀吉や萩原吉太郎のような鉱業経営者（兼、業界団体代表）が相当な政治力を持って政府・自民党の政治家を動かしていたことはわかる。ただし、その反面、資本（企業）側はやや当事者能力不在とも言える状況に陥っていた。合理化を進めようにも炭労の力が強く、また労働者がすぐに不足してしまう状況だったので、経営側はあまり厳しいことも言えない立場にあった。それでは経営が成り立たないからと、思い切って強硬姿勢に出ると、三井のように三池争議で挫折する。⁽⁷⁵⁾

第3次石炭政策から第4次石炭政策にかけての時期には、「体制問題（現行における個別私企業体制の変革）」が石炭鉱業審議会での審議の対象となり、「国家管理論」（石炭鉱業の社会化、国有化）や統合（1社または3社）案などの再編成案が出てきた背景にも、国の主導で収拾を図り、撤退コストを免れようという企業側の姿勢があった。進むも退くも非常に大変で、労働者の解雇、産炭地の疲弊は大きな問題なので、結局、撤退にうまく導いてくれるようなものがあればいいということである。⁽⁷⁶⁾以上のように、企業側の当事者能力の不在という状況が、政府・国の政策的関与ということにもつながった。⁽⁷⁷⁾

他方、労働側の突き上げ、もしくは労働者や産炭地の惨状それ自体が、通産省の政策に対する側圧となった。「安楽死」とはいえ社会的コストに配慮した政策が実現した背景には、古典的ではあるが、対抗勢力として労働側の強いバーゲニング・パワーがあったことは否めない。1950年代の政策当局者は、「石炭政策を考える場合に、やはり労働組合——炭労の力というものが非常に強かった」、「だから、これをあまり無視してやると大変なことになる」と述べている。通産省は、労組、端的には（大手炭鉱の労組出身者が多い）社会党議員をかなり気にしていた。⁽⁷⁸⁾

たとえば、上述の「国家管理論」は、自民党の立場、あるいは通産省の立場からしても、当然受け入れられない話であった。それゆえ、「それと対抗するために、相当、強力な助成策をつくる」ことが落とし所になる。第4次石炭政策においても、「国家管理的な傾向は一切排除すべきだけれども、（…）対外的な表明については残すほうを育てる説を中心にして、それに値しないものについての方法はまた別に考える」。そうしないと政党関係も収まらず、「叩かれて潰れてしまう」という懸念が

(75) p.24。

(76) 詳しくは、資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課監修／石炭政策史編纂委員会編（2002a：195-217）を参照。

(77) pp.31-32。

(78) p.16。

(79) p.146。

⁽⁸⁰⁾ あった。こうしたパワー・バランスが存在したという意味で、通産省の政策は「階級宥和的」でもあったのである。

もっとも、事後的に見れば、1952～53年の炭労の長期大規模ストをきっかけに、需要家の国内炭に対する不安・不信は雪崩現象を起し始め、この時期から需要家は輸入炭だけでなく重油への転換を急速に図り始めた。それは加速度的に石炭市場を圧迫し、石炭鉱業の苦境を招くことになる。また、1952～53年のストは、翌53～54年にかけて行われた、活動家の排除を含む「10万人首切り」合理化にもつながった。⁽⁸¹⁾ 組合や労働側のカウンター・パワーは、自らの首を絞めるという矛盾、あるいは石炭鉱業の凋落を早めるという悪循環にもなりかねない。

こうした難しい状況の中で、通産省は調整役としての役割を果たした。石炭鉱業に対する産業調整援助政策は、資本側からの要請や労働側からの突き上げによるものであったが、それらに直接向かい合い、内面化した（その意味で階級宥和的な使命を帯びた）通産省の政策当局者によるパターンリズムに依存していた面がある。当時の通産省の政策当局者たちは、矛盾する諸課題を、利害関係者たちとの間に立って調整しながら何とか取捨し、政策を介して漸進的に軟着陸させようとした。戦後の石炭行政を担った通産官僚は優秀な人材であり、当時の時代状況もあるが、モラルや弱者への共感（シンパシー）を持ち合わせていたように見える。もちろん通産省だけではなく、審議会やその構成メンバーが果たした役割も大きい。

第3に、上述のことについて逆の見方をすれば、労働者や市民が政治過程の中で成熟し、産業調整援助政策を含む諸政策を国民経済の中で確立していくという道筋とは、別の経路を辿ることになったとも言える。これは、日本で労働政策、社会政策、地域政策が相対的に弱いことにもつながっている。⁽⁸²⁾

産業調整援助政策は、他のいくつかの産業でも実施されており、必ずしも石炭鉱業に固有のものではないが、石炭鉱業の場合、その成否や妥当性はともかく、比較的手厚い支援が図られた特別な産業であった。それは、当時の炭鉱労働者や炭産地域が置かれた悲惨な状況や、炭労のカウンター・パワー、「55年体制」のもとでの社会党と自民党のコミットメントにも依存していた。こうした成立事情から考えると、石炭鉱業で確立された政策は、そのまま自動的に他の産業に援用可能性を持つ普遍性を有していたわけではない。

もっとも、産業調整援助政策は、資本対労働という狭義の階級対立とその宥和策だけではなく、労働政策、社会政策、地域政策的なものに拡張・拡散していき、地域社会を中心に多くの利害関係者

(80) p.46。

(81) 朝日新聞西部本社編（1970）所収の「炭労六十三日スト」,「ストに需要家が不安」を参照。このほか、日本炭鉱労働組合編（1964）も参照。

(82) この問題については、対象とする時代は少し後であり、産業も石炭鉱業とは異なるが、たとえば戸塚・兵藤編（1995）のような研究の取り組みもある。

に利益を均霑⁽⁸³⁾した。

ただ、こうした拡張はなし崩し的に進展した面があり、政策支援のあり方に関する国民的な合意形成は十分ではなかった。さらに付け加えれば、石炭鉱業の産業調整援助政策における社会的コストを負担したのは、税金に基づく財源のほか、直接的には需要業界である鉄鋼・電力業界、とりわけ電力業界とされるが、電力の場合は電力料金に負担転嫁できるしくみもあり、最終的には国民負担でもある。しかし、国民自身はこうした「コスト」負担の意味合いを明確に認識したわけではなかった⁽⁸⁴⁾。

以上のようなことから、その後の日本の産業調整援助政策の政策的位置づけは不安定であり、政策の是非や他の政策への継承性について、国民はとくに意識することのないまま、産業調整援助政策は「終焉」を迎えたのである。

参 考 文 献

〈単行本〉

朝日新聞西部本社編（1970）『石炭史話』謙光社。[Asahi Sinbun Seibu Honsya, hen, 1970, *Sekitan Siwa*, Kenkōsya. (in Japanese)]

佐脇紀代志（2007）、『政策の長期継続に関する要因分析——日本の石炭工業を巡る政策過程を素材に』東京大学先端科学技術センター御厨研究室・先端公共政策研究会編「東京大学先端研先端公共政策研究会シリーズ」Vol.1 [Sawaki, Kiyosi, 2007, *Seisaku no Tyōki Keizoku ni kansuru Yōin Bunseki: Nihon no Sekitan Kogyō wo Meguru Seisaku Katei wo Sozai ni*, Tokyō Daigaku Sentan Kagaku Gizyutu Sentā Mikuriya Kenkyūsitei・Sentan Kōkyō Seisaku Kenkyūkai, hen, ‘Tokyō Daigaku Sentanken Sentan Kogyō Seisaku Kenkyūkai Sirīzu’ vol.1. (in Japanese)]

資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課監修／石炭政策史編纂委員会編（2002a）『石炭政策史』。[Sigen Enerugītyō Sigen・Nenryōbu Sekitanka, kansyū, /Sekitan Seisakusi Hensan Iinkai, hen, 2002a, *Sekitan Seisakusi*. (in Japanese)]

資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課監修／石炭政策史編纂委員会編（2002b）『石炭政策史【資料編】』。[Sigen Enerugītyō Sigen・Nenryōbu Sekitanka, kansyū, /Sekitan Seisakusi Hensyū Iinkai, hen, 2002b, *Sekitan Seisakusi: Siryōhen*. (in Japanese)]

資源エネルギー庁石炭部監修・石炭鉱業合理化政策史研究会編（1990）『石炭鉱業合理化政策史』。[Sigen Enerugītyō Sekitanbu, kansyū, /Sekitan Kogyō Gōrika Seisakusi Kenkyūkai, hen, 1990, *Sekitan*

(83) 石岡（2012）は、産炭地域振興臨時措置法が構造調整政策としての独自性を喪失し、他の地域開発立法と同質化していったとしている。また、コンファレンスでは、この点に関して参加者達から次のようなコメントが出された。すなわち、ある時期以降（1970年代以降か）、通産省など行政機構・官僚の側も、「地域」という言葉を法律の中に入れると、国会で共産党なども含めて法案を通しやすかったのではないかということである。「中小」企業対策も同様である。その意味で、「はじめに」で引用した三和の「階級間の宥和」「資本蓄積の維持」と並んで、戦後のある時期以降は、「地域間格差の是正」のような政策課題も出てくるようになる。いわば「タテの摩擦」（労使間対立）だけではなく、「ヨコの摩擦」（格差是正）が国民的な政策課題ともなったのである。

(84) 島西（2011：348–351）は、石炭鉱業の政策が持続したのは、「経済成長によって社会の所得水準が向上すると政治的・社会的な寛容さが拡大」するためであり、「石炭産業に携わる者も石炭政策の当局者とともに」「高度成長とその成果に依存した行動しかとらなかった」と評価している。

Kogyô Gôrika Seisakusi (in Japanese)]

- 島西智輝 (2011) 『日本石炭産業の戦後史——市場構造変化と企業行動』慶應義塾大学出版会。[Simanisi, Tomoki, 2001, *Nihon Sekitan Sangyô no Sengosi: Sizyô Kôzô Henka to Kigyô Kôdô*, Keiô Gizyuku Daigaku Syuppankai. (in Japanese)]
- 政策研究大学院大学 C.O.E. オールル・政策研究プロジェクト [インタビュー：御厨貴・佐脇紀代志] (2003) 『石炭政策オールル・ヒストリー』政策研究大学院大学。[Seisaku Kenkyû Daigakuin C.O.E. Ôraru・Seisaku Kenkyû Purozyekuto (Interviewer: Takasi Mikuriya, Kiyosi Sawaki, 2003, *Sekitan Seisaku Ôraru Hisutorî*, Seisaku Kenkyû Daigakuin Daigaku. (in Japanese)]
- 石炭鉱業合理化事業団 (1976), 『団史 (整備・近代化編)』。[Sekitan Kôgyô Gôrika Zigyôdan, 1976, Dansi (Seibi・Kindaikahen). (in Japanese)]
- 通商産業省通商産業政策史編纂委員会編 (1990: 第 10 卷) 『通商産業政策史 (第 10 卷) 第 III 期高度成長期 (3)』通商産業調査会。[Tûsyô Sangyôsyô Tûsyô Sangyô Seisakusi Hensan Inkai, hen, 1990, *Tûsyô Sangyô Seisakusi: Dai 3ki Kôdo Seityôki 3*, Dai 10kan, Tûsyô Sangyô Tyôsakai. (in Japanese)]
- 通商産業省通商産業政策史編纂委員会編 (1991: 第 7 卷) 『通商産業政策史 (第 7 卷) 第 II 期自立基盤確立期 (3)』通商産業調査会。[Tûsyô Sangyôsyô Tûsyô Sangyô Seisakusi Hensan Inkai, hen, 1991, *Tûsyô Sangyô Seisakusi: Dai 2ki Ziritu Kiban Kakurituki 3*, Dai 7kan, Tûsyô Sangyô Tyôsakai. (in Japanese)]
- 通商産業省通商産業政策史編纂委員会 (1992: 第 16 卷) 『通商産業政策史 (第 16 卷) 統計・年表編』通商産業調査会。[Tûsyô Sangyôsyô Tûsyô Sangyô Seisakusi Hensan Inkai, hen, 1992, *Tûsyô Sangyô Seisakusi: Tôkei Nenpyôhen*, Dai 16kan, Tûsyô Sangyô Tyôsakai. (in Japanese)]
- 通商産業省通商産業政策史編纂委員会編 (1994: 第 1 卷) 『通商産業政策史 (第 1 卷) 総論』通商産業調査会。[Tûsyô Sangyôsyô Tûsyô Sangyô Seisakusi Hensan Inkai, hen, 1994, *Tûsyô Sangyô Seisakusi: Sôron*, Dai 1kan, Tûsyô Sangyô Tyôsakai. (in Japanese)]
- 通商産業政策史編纂委員会編 [橘川武郎著] (2011) 『通商産業政策史 10 資源エネルギー政策 1980-2000』経済産業調査会。[Tûsyô Sangyô Seisakusi Hensyû Inkai, hen (Takeo Kikkawa, tyo), 2011, *Tûsyô Sangyô Seisakusi 10: Sigen Enerugî Seisaku 1980-2000*, Keizai Sangyô Tyôsakai. (in Japanese)]
- 戸塚秀夫・兵藤釗編 (1995) 『地域社会と労働組合——「産業空洞化」と地域戦略の模索』日本経済評論社。[Totuka, Hideo, and Tsutomu Hyôdô, hen, 1995, *Tiiki Syakai to Rôdô Kumiai: 'Sangyôkûdôka' to Tiiki Senryaku no Mosaku*, Nihon Keizai Hyôronsha. (in Japanese)]
- 日本炭鉱労働組合編 (1964) 『炭労十年史』労働旬報社。[Nihon Tankô Rôdô Kumiai, hen, 1964, *Tanrô Zyûnensi*, Rôdô Zyunpôsha. (in Japanese)]
- 日本炭鉱労働組合編 (1991) 『炭労四十年史』日本炭鉱労働組合。[Nihon Tankô Rôdô Kumiai, hen, 1991, *Tanrô 40nensi*, Nihon Tankô Rôdô Kumiai. (in Japanese)]
- 日本炭鉱労働組合編 (1992) 『炭労 激闘あの日あの時』日本炭鉱労働組合。[Nihon Tankô Rôdô Kumiai, hen, 1992, *Tanrô: Gekitô anohi anotoki*, Nihon Tankô Rôdô Kumiai. (in Japanese)]
- 早野透 (2012) 『田中角栄 戦後日本の悲しき自画像』中央公論社 (中公新書)。[Hayano, Tôru, 2012, *Tanaka Kakuei: Sengo Nihon no Kanasiki Zigazou*, Tyûô Kôronsha. (in Japanese)]

〈論文〉

- 石岡克俊 (2012) 「産炭地域振興臨時措置法の形成と展開」(杉山伸也・牛島利明編著 (2012), 所収)。[Isioka, Katutosi, 2012, “Santan Tiiki Sinkô Rinzi Sotihô no Keisei to Tenkai,” Sinya Sugiyama, and Tosiaki Usizima, hen, (in Japanese)]
- 牛島利明・杉山伸也 (2012) 「日本の石炭産業——重要産業から衰退産業へ」(杉山伸也・牛島利明編著

- (2012), 所収)。[Usizima Tosiaki, and Sinya Sugiyama, 2012, “Nihon no Sekitan Sangyô: Zyûyô Sangyô kara Suitai Sangyô e,” Sinya Sugiyama, and Tosiaki Usizima, hen, (in Japanese)]
- 牛島利明 (2012) 「第 4 次石炭政策と企業再編」(杉山伸也・牛島利明編著 (2012), 所収)。[Usizima Tosiaki, 2012, “Dai 4zi Sekitan Seisaku to Kigyô Saihen,” Sinya Sugiyama, and Tosiaki Usizima, hen, (in Japanese)]
- 島西智輝・青木隆夫 (2012) 「夕張市の産炭地域振興事業をめぐる利害調整」(杉山伸也・牛島利明編著 (2012), 所収)。[Simanisi, Tomoki, and Takao Aoki, 2012, “Yûbarisi no Santan Chiiki Sinko Zigyô wo meguru Rigai Tyôsei” Sinya Sugiyama, and Tosiaki Usizima, hen, (in Japanese)]
- 杉山伸也・牛島利明編著 (2012) 『日本石炭産業の衰退——戦後北海道における企業と地域』慶應義塾大学出版会。[Sugiyama, Sinya, and Tosiaki Usizima, 2012, *Nihon Sekitan Sangyô no Suitai: Sengo Hokkaidô ni okeru Kigyô to Tûki*, Keiô Gizyuku Daigaku Syuppankai. (in Japanese)]
- 丁振聲 (2006) 「高度経済成長期の石炭産業調整政策——生産維持と雇用調整を中心に」『社会経済史学』第 72 巻第 2 号。[Tyon, Tinson, 2006, “Kôdô Keizai Seityôki no Sekitan Sangyô Tyôsei Seisaku: Seisan'izi to Koyô Tyôsei wo Tyûsin ni,” *Syakai Keizaisigaku*, 72(2). (in Japanese)]
- 三和良一 (1982) 「経済政策体系」社会経済史学会編『一九三〇年代の日本経済』東京大学出版会。[Miwa, Ryôiti, 1982, “Keizai Seisaku Taikei,” *Shakai Keizaisigakai*, hen, 1930nendai no Nihon Keizai, Tôkyô Daigaku Syuppankai (in Japanese)]
- 三和良一 (2012) 『経済政策史の方法』東京大学出版会。[Miwa, Ryôiti, 2012, *Keizai Seisakushi no Hôhô*, Tôkyô Daigaku Syuppankai (in Japanese)]
- 山崎志郎 (2003) 『日本経済史——近現代の社会と経済のあゆみ』放送大学教育振興会。[Yamazaki, Sirô, 2003, *Nihon Keizaisi: Kingendai no Syakai to Keizai no Ayumi*, Hôsô Daigaku Kyôiku Sinkôkai. (in Japanese)]
- 渡辺純子 (2016), 「通産省(経産省)の産業調整政策」RIETI Discussion Paper Series 16-J-033。[Watanabe, Junko, “Tûsansyô(Keisansyô) no Sangyô Tyôsei Seisaku,” RIETI Disukassyon Pepâ Sirîzu 16-J-033. (in Japanese)]

要旨: 本稿は、日本の高度成長期前後の時期に石炭鉱業を対象として実施された産業調整政策について、通産省の政策目的に焦点を当てて分析している。同政策には、産業政策的な側面と労働政策・社会政策・地域政策的側面とが混在し、「階級間の宥和」と「資本蓄積の維持」という二律背反的な政策課題が内包されている。資本対労働の対抗軸の中で、通産省は調整役としての役割を果たし、落とし所を探りながら政策形成を図っていた。ただし、こうした政策は、当時、失業や産炭地の疲弊など悲惨な状況に置かれていた石炭鉱業に特有であった面があり、他産業への波及や普遍化という点では限界もあった。

キーワード: 産業調整, 石炭鉱業, 石炭政策, 通産省, 産炭地

付表 石炭鉱業政策年表

1945 (昭和 20) 年	閣議, 石炭生産緊急対策を決定 (労働賃金引上げ, 食糧増配等) (10月 25日) 閣議, 石炭需給非常調整対策を決定 (11月 16日) 商工省, 石炭危機突破のため, 鉄鋼業従業員の炭鉱派遣を決定 (11月 20日) 閣議, 石炭など重要基礎物資の価格調整補給金制度を原則として撤廃することを決定 (11月 27日) GHQ, 石炭の生産に関する覚書交付 (石炭危機に対し警告) (12月 6日) GHQ, 石炭生産促進の追加要求に関する覚書交付 (12月 11日) 商工省, 補給金撤廃要綱発表 (12月 11日) 石炭庁設置 (12月 14日)
1946 (昭和 21) 年	GHQ, 石炭生産に関する覚書交付 (1月 17日) 閣議, 「緊急事態ニ対処スル生産増強方策大綱」を決定 (2月 8日) 政府, 昭和 21 年度出炭計画を 2,300 トンと決定 (3月 20日) 日本石炭鉱業会創立 (5月 22日) 閣議, 石炭非常時対策を決定 (6月 7日) 産業復興石炭会議結成 (国鉄・電産・海員等, 8 労働組合の提唱による) (7月 28日) 社会党, 石炭国家管理案を決定 (9月 18日) 外務省内に石炭特別小委員会を設置 (11月 5日) 貴衆両院, 石炭増産中央協力会結成を決議, 共同声明を発表 (12月 6日) 日本石炭鉱業連盟, 創立総会 (12月 17日) 閣議, 「昭和 21 年度第 4 四半期基礎物資需給計画策定並に実施要領」決定 (昭和 22 年度出炭目標 3,000 万トン, 傾斜生産方式実施) (12月 27日)
1947 (昭和 22) 年	臨時炭鉱労働者住宅建設規則公布・施行 (1月 13日) 社会党左派, 「国有を前提とする炭鉱国家管理方策を発表」(1月 19日) 復興金融金庫設立 (1月 24日) 閣議, 昭和 22 年度出炭 3,000 万トン完遂, 及び国管案を中心とする石炭対策法案国会提出を決定 (6月 2日) 石炭復興会議, 石炭増産運動を宣言, 同実施要項を決定・発表 (6月 21日) 社会党, 石炭国家管理案大綱を決定 (7月 14日) 石炭鉱業会長等, 政府に炭鉱国家管理反対申入れ (8月 13日) 閣議, 石炭非常増産対策要綱を決定 (10月 3日) 閣議, 炭鉱特別運転資金融資要綱を決定 (10月 31日) 政府, 北海道と九州へ石炭増産特別調査団派遣を発表 (11月 23日)
1948 (昭和 23) 年	経済安定本部, 昭和 23 年出炭目標を 3,600 万トンと決定 (1月 27日) 石炭庁, 昭和 22 年度出炭実績は 29,324,000 トン, 目標の 97.7 % と発表 (4月 6日) 石炭庁設置法公布・施行 (石炭庁官制廃止) (5月 10日) 商工省, 炭鉱企業合理化方策を決定 (5月 30日) 全国炭鉱管理委員会, 42 指定炭鉱を決定 (6月 11日) 石炭庁, 炭鉱特別調査団の常駐を決定 (6月 11日) 全国炭鉱管理委員会開催, 生産協議会の性格, 運営方針等を決定 (7月 1日) 石炭鉱業権等臨時措置法公布 (7月 12日) (7月 25日施行) 商工省, 炭鉱保安強化対策決定 (7月 20日) 常駐炭鉱調査団, 北海道・九州へ出発 (7月 28日) (8月 1日より, 宇部・常磐にも) 閣議, 炭鉱機械化促進実施要綱を決定 (8月 17日)
1949 (昭和 24) 年	石炭企業の赤字処理方針決まる (1月 19日) GHQ, 昭和 24 年度出炭目標を 4,200 万トンに決定と発表 (3月 2日) GHQ, 石炭鉱業の安定に関する覚書交付 (3月 10日) 石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律公布・施行 (3月 31日) 石炭庁, 昭和 23 年度出炭実績は約 3,478 万トン, 目標の 96.6 % と発表 (4月 5日) 鉱山保安法公布・施行 (5月 16日) (一部は 8月 12日施行) 通商産業省設置法公布 (5月 24日) (5月 25日施行)

	<p> 鉱害対策審議会令公布（5月24日）（5月25日施行） 炭田探査審議会令公布（5月24日）（5月25日施行） 通商産業省設置（5月25日）（商工省、貿易庁・石炭庁廃止） 民自党、炭鉱国家廃止方針決定（7月27日） GHQ、石炭配給統制廃止に関する覚書交付（8月11日）（8月15日実施） GHQ、鉄鋼用石炭補給金の全廃を指示（8月11日）（9月5日実施） 通産省、石炭（9銘柄以外のもの）の統制を解除（8月25日） 石炭価格統制撤廃、配炭公団廃止（9月15日） </p>
1950（昭和25）年	<p> 資源庁、昭和24年度出炭実績は約3,730万トン、目標の88.8%と発表 資源庁、「石炭白書」を発表（4月13日） 特別鉱害復旧臨時措置法公布（5月11日）（5月12日施行） 臨時石炭鉱業管理法の廃止に関する法律公布・施行（5月20日） 減失鉱業原簿調製等臨時措置法公布・施行（5月26日） 産業合理化審議会「鉄鋼業及び石炭鉱業の合理化について」答申（6月24日） 閣議、鉄鋼業及び石炭鉱業合理化施策要綱を決定（8月18日） 特別鉱害復旧特別会計法公布・施行（12月16日） 鉱業法公布（12月20日）（昭和26年1月31日施行） </p>
1951（昭和26）年	<p> 石炭鉱害地復旧対策審議会令公布・施行（6月1日） 閣議、石炭生産確保対策を了解（8月14日） </p>
1952（昭和27）年	<p> 通産省、昭和27年度出炭目標を4,900万トンと発表（4月8日） 臨時石炭鉱害復旧法公布・施行（8月1日） 石炭協会、通産省に炭鉱経理の健全化対策を要望（11月20日） 炭労スト等のため、東京瓦斯ほか各社でガス供給制限実施（11月25日） </p>
1953（昭和28）年	<p> 一万田日銀総裁、記者会見で、炭価引下げによる物価の引下げが本年の最大課題と強調、炭鉱融資の金利引下げの用意がある旨談話発表（1月7日） 首相、炭価引下げを通産相に指示（1月17日） 通産相、石炭業界に高配当の削減など、炭価格の自主的引下げを要望（1月24日） 通産省、輸入炭の増加等による炭価を3割引下げの方針を決定（2月13日） 経済審議会、炭価引下げ対策を検討、石炭・重油の輸入を政府・業界に要望することを決める（3月3日） </p>
1954（昭和29）年	<p> 石炭業界、通産省に重油規制の強化を要望（4月23日） 通産省、鉄鋼・石炭の合理化対策を決定（9月3日） 政府、国鉄用炭購入繰上げ等を含む中小炭鉱救済措置を決定（9月17日） </p>
1955（昭和30）年	<p> 石炭鉱業合理化臨時措置法及び関連立法（「重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律」）公布（8月10日）（10月2日施行） 石炭鉱業整備事業団発足（10月1日） </p>
1956（昭和31）年	<p> 石炭鉱業合理化審議会、昭和30年度標準単価を過去に遡り4,093円と決定（3月29日） 閣議、「石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について」を決定（10月19日） </p>
1957（昭和32）年	<p> 日本石炭協会、昭和31年度出炭実績4,817万トンで戦後最高と発表（4月8日） 通産省、新炭田開発5ヵ年計画策定（全国35地点を調査）（7月29日） 通産相、石炭業界首脳と懇談（昭和33年度炭価の引下げ要請（12月3日）） </p>
1958（昭和33）年	<p> 水洗炭業に関する法律公布（5月2日）（8月5日施行） 通産省、石炭不況緊急対策を決定（8月26日） </p>
1959（昭和34）年	<p> 閣議、石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について了解（2月27日） 日本石炭協会、貯炭買取の新昭和石炭（株）設立（3月31日） 通産省、石炭合理化対策を発表（4月14日） 通産省、一般炭の出炭制限指示（調整期間昭和34年5～10月）（4月20日） 鉱業法改正審議会設置（6月1日） 日本石炭協会、重油価格を目標とする炭価引下げの石炭鉱業新長期合理化計画を策定（10月13日） 炭鉱離職者臨時措置法公布・施行（12月18日） </p>

	石炭鉱業審議会、昭和38年度までにトン当たり炭価1,200円引下げを含む石炭合理化基本方針を答申(12月19日)
1960(昭和35)年	石炭鉱業審議会生産性部会、石炭流通合理化に関する基本方針を決定(3月23日) 石炭鉱業合理化事業団発足(石炭鉱業整備事業団の改組)(9月1日) 石炭鉱業審議会基本問題部会・生産性部会、「炭価1,200円引下げ」について報告(9月15日) 石炭鉱業審議会に鉱害対策部会設置(9月15日)
1961(昭和36)年	通産省、産炭地域振興審議会、石炭鉱害対策審議会を設置(4月1日) 萩原石炭協会会長、石炭鉱業合理化で首相に要望(4月4日) エネルギー懇談会、「石炭対策を中心とする中間報告」を答申(8月31日) 閣議、石炭対策関係閣僚会議設置を決定(10月3日) 日本石炭鉱業連合会、石炭産業危機突破大会開催(石炭政策の変更を政府に懇願)(10月6日) 石炭対策関係閣僚会議、炭鉱離職者対策・中小炭鉱金融対策を決定(10月20日) 衆議院石炭対策特別委員会、「産炭地域振興臨時措置法案に対する付帯決議」を採択(10月26日) 衆議院商工委員会、「石炭四法案に対する付帯決議」を採択(10月31日) 衆議院本会議、「石炭産業危機打開に関する決議」を採択(10月31日) 石炭鉱山保安臨時措置法公布(11月7日)(12月25日施行) 産炭地域振興臨時措置法公布・施行(11月13日) 石炭鉱業審議会、石炭緊急対策をまとめる(12月6日) 産炭地域振興審議会、「産炭地域振興対策に関する中間報告」(12月6日)
1962(昭和37)年	産業構造審議会、第1回鉱業・非鉄金属工業部会開催(1月31日) 石炭鉱害対策審議会、石炭鉱害対策について答申を決定(3月23日) 衆議院石炭対策特別委員会、「産炭地域振興事業団法案に対する付帯決議」を採択(3月23日) 閣議、石炭対策について決定(石炭鉱業調査団の編成及び当面の措置等)(4月6日) 衆議院商工委員会、「石炭三法案に対する付帯決議」を採択(4月24日) 産炭地域振興事業団法公布(4月30日)(7月1日施行) 石炭鉱業調査団結成(5月11日) 産構調、第1回総合エネルギー部会開催 石炭鉱業調査団、第1回現地調査(筑豊炭田等)(6月7日) 第1回鉱業審議会開催(6月22日) 通産省、非鉄金属対策として鉱山調査団の新設を決定(7月6日) 産炭地域振興事業団発足(7月20日) 石炭対策関係閣僚会議、石炭緊急融資対策を決定(7月27日) 石炭鉱業調査団、炭労に対し石炭対策要綱を提示(9月28日) 石炭鉱業調査団、政府に石炭対策について答申大綱を提出(第1次答申)(10月13日) 首相、太田総評議長らと石炭対策で懇談、雇用安定を最重点とすることで意見一致(10月25日) 産炭地域調査団、現地調査(筑豊炭田等)(11月19日) 石炭対策関係閣僚会議、中小炭鉱への年末資金対策として20億円の緊急融資を決定(11月20日) 閣議、石炭鉱業調査団の答申に基づく石炭対策大綱を決定(11月29日) 第1次石炭政策決定 石炭鉱業調査団、第2次調査団答申(12月16日)
1963(昭和38)年	衆議院石炭対策特別委員会、「産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」(3月8日) 石炭鉱業審議会、昭和38年度合理化計画と離職者再就職計画を答申(閉山553万トン、離職者34,400名)(4月24日) 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法公布(6月7日)(7月1日施行) 金属鉱業等安定臨時措置法公布・施行(7月1日) 石炭関係4法(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正法、石炭鉱山保安臨時措置法の一部改正法、石炭鉱業経理規制臨時措置法、電力用炭代金清算株式会社法)公布・施行(7月15日)(経理規制法のみ8月1日施行)

	<p>産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律公布・施行（8月1日）</p> <p>「産炭地域振興緊急対策建議書」（9月19日）</p> <p>石炭対策関係閣僚会議，産炭地域振興緊急対策の融資条件緩和・工場誘致等決定（「産炭地域振興緊急対策」）（10月21日）</p> <p>産炭地域振興審議会，振興実施計画（昭和39～42年度）を答申（11月4日）</p> <p>「産炭地域振興実施計画に関する付帯決議」（11月4日）</p> <p>産炭地域振興懇談会設置（11月4日）</p> <p>政府，臨時三池災害対策本部を現地に設置</p> <p>「石炭鉱業調査団の答申事項の実施に関する付帯決議」（12月10日）</p> <p>産炭地域振興審議会，「産炭地域振興に関する要望」（12月25日）</p>
1964（昭和39）年	<p>産炭地域振興審議会，「産炭地域企業進出促進対策についての要望」（3月18日）</p> <p>衆議院石炭対策特別委員会，「産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」（4月30日）</p> <p>衆議院本会議及び参議院本会議，「石炭鉱業の安定策樹立に関する決議」（6月11日）</p> <p>衆議院石炭対策特別委員会，「石炭対策の強化に関する決議」を採択（6月11日）</p> <p>衆議院本会議，「総合エネルギー政策に関する決議」を採択（6月11日），（参議院本会議，6月25日）</p> <p>参議院石炭対策特別委員会，「石炭鉱業の再建対策確立に関する決議」（6月27日）</p> <p>閣議，石炭鉱業調査団の現地再派遣を決定（8月11日）</p> <p>石炭鉱業調査団，政府に調査報告書を提出（12月16日）＝「第2次石炭政策」</p> <p>石炭鉱業審議会，石炭産業再建策を答申（石炭鉱業調査団の報告に基づく第2次答申，炭価引上げ，利子補給など）（12月16日）</p> <p>閣議，石炭対策の強化について決定（12月18日）</p>
1965（昭和40）年	<p>通産省，石炭鉱業各社に対し，災害防止について警告（4月15日）</p> <p>衆議院本会議，炭鉱災害防止に関する決議を採択（5月18日）</p> <p>通産相，石炭鉱業審議会に「石炭鉱業の抜本的安定対策」について諮問（6月16日）</p> <p>石炭鉱業審議会に鉱害部会設置（6月16日）</p> <p>総合エネルギー調査会設置法公布・施行（6月28日）</p> <p>衆議院本会議及び参議院石炭対策特別委員会，「石炭鉱業の安定策樹立」に関する決議（8月11日）</p> <p>産炭地域振興審議会，「産炭法の存続期間の延長について」（11月30日）</p> <p>石炭鉱業審議会，石炭鉱業再建策で中間答申（12月6日）</p>
1966（昭和41）年	<p>衆議院石炭対策特別委員会「産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」（6月8日）</p> <p>石炭鉱業審議会，「石炭鉱業の抜本的安定対策」を答申（第3次答申，今後の生産目標は5,000万トンが妥当と判断）（7月25日）</p> <p>閣議，石炭鉱業の長期安定策を決定（8月26日）</p>
1967（昭和42）年	<p>石炭対策特別会計法公布・施行（5月27日）</p> <p>石炭鉱業債権整備臨時措置法公布・施行（7月5日）</p> <p>炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法公布（10月25日施行）</p> <p>石炭鉱業年金基金法公布・施行（8月16日）</p>
1968（昭和43）年	<p>石炭鉱業審議会政策小委員会，石炭対策の大綱をまとめる（7月11日）</p> <p>中央鉱山保安協議会，「石炭鉱山における今後の保安確保対策」について答申（12月13日）</p> <p>石炭鉱業審議会，石炭再建策を答申（第4次答申，自力再建はもはや困難，終閉山の円滑化を）（12月15日）</p>
1969（昭和45）年	<p>政府，新石炭政策を決定（1月9日）</p> <p>石炭鉱業審議会，「石炭鉱業の体制に関する当面の諸対策」について中間答申をまとめる（11月20日）</p>
1972（昭和47）年	<p>石炭鉱業審議会，昭和50年度の石炭需給水準について，「政府は2,000万トンを下らないよう最大限の努力をすることを要請する」との決議を採択（3月31日）</p> <p>石炭鉱業審議会，「長期石炭対策」について答申（4年間に5,000億円を助成〔第5次石炭対策〕）（6月29日）</p>

	鉱業審議会鉱山部会政策懇談会、「今後の鉱業政策の基本的方向」について答申（8月3日）
1973（昭和48）年	政府、通産省に資源エネルギー庁の設置を決定（1月14日） 金属鉱業等鉱害対策特別措置法公布（5月1日）（7月1日施行）
1974（昭和49）年	石炭鉱業審議会総合部会、「新しいエネルギー情勢に対応した石炭政策の長期展望」について報告をまとめる（7月22日）
1975（昭和50）年	石炭鉱業審議会、「新総合エネルギー政策の下における石炭政策はいかにあるべきか」について答申（年産2,000万トンを維持）（7月16日）
1981（昭和56）年	石炭鉱業審議会、第7次石炭政策を答申（国内炭年産2,000万トン为目标、企業の自助努力を強調）（8月4日）
1983（昭和58）年	通産相、北炭夕張炭鉱の再建を断念、離職者対策に最大限の努力を払うことを表明
1985（昭和60）年	通産相、石炭鉱業審議会に国内炭年産2,000万トン体制見直しを諮問（9月3日）

（資料）通商産業省通商産業政策史編纂委員会（1992：第16巻）、資源エネルギー庁石炭部監修・石炭鉱業合理化政策史研究会編（1990）、その他より作成。